

公募型設計・施工一括発注プロポーザルに係わる手続開始の公告

2019年6月20日

医療法人 健山会
理事長 南部 宗男

1 業務概要

- (1) 業務名(仮称)医療法人健山会 小規模介護老人保健施設・クリニック新築工事
- (2) 業務内容
 - ① 基本設計及び実施設計業務(以下「設計業務」という)
 - ② 建築工事、電気設備工事、機械設備工事(衛生設備工事、空調設備工事)及び外構工事(以下「施工業務」という)
- (3) 履行期限 契約締結の翌日から2020年7月30日程度を想定

2 公募型設計・施工業務プロポーザル方式の内容

詳細な内容は(仮称)医療法人健山会 小規模介護老人保健施設・クリニック新築工事設計・施工業務 要項書による。

3 参加資格及び条件

- (1) 参加者の構成、参加資格
 - ① 参加者は単独企業、又は特定建設工事共同企業体若しくは設計・施工共同企業体によるものとする。
 - ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - ③ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に該当しない者であること。
 - ④ 公告日現在において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基く更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
 - ⑤ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基く、一級建築士事務所登録を受けている者であること。

(2) 技術提案書の提出

参加者が提出できる技術提案は、1者1提案とする。

(3) 業務の再委託

- ① 専門分野(管理技術者及び意匠担当主任技術者を除く)の業務は、建築士法に基き設計業務の一部を他の設計事務所に再委託することができる。
- ② 再委託事務所の所在地については制限を設けない。
- ③ 建築士法に基づかない設計業務(積算・土木設計業務)を再委託する場合は(1)~⑤の資格要件を満たす必要はない。

4 その他

(1) 提出資料の差替え等

提出期限以降の資料の差替え及び再提出は原則として認めない。

(2) 費用負担

提案書等に係わる費用は、全て参加者の負担とする。

(3) 提出資料の取扱い

- ① 選定されなかった者の技術提案書等は、提出者の希望がある場合は返却をする。返却を希望する場合は、その旨を提案書に記入すること。記入がない場合は返却希望がないものとみなす。
- ② 提出書類及びその複製は、評価以外に提出者に無断で使用しないものとする。但し技術提案資料のうち全体管理及び業務実施方針、特定のテーマについての技術提案については、本プロポーザルの記録として使用できるものとする。

5 手続等

(1) 事務局

医療法人 健山会 小規模介護老人保健施設・クリニック準備室

〒963-4312 福島県田村市船引町船引字砂子田 42

TEL:0247-82-0137 FAX:0247-82-5125

電子メール:kenzankai@yahoo.co.jp

(2) 要項書の配布方法

要項書等は事務局で配布しておりますので、配布期間内にお問合せ下さい。

(3) 配布期間

2019年6月20日~2019年6月27日